令和6年度第3回井川町情報公開審查会 会議次第

日 時 令和7年1月16日(木) 午後2時30分

場 所 秋田県市町村会館

- 1. 開 会
- 2. 事務局挨拶
- 3. 委員紹介
- 4. 議題
- (1) 諮問事項の審議
- ・諮問第4~8号の答申について
- ・諮問第9号(固定資産評価審査委員会委員の再任用に関する公文書の非公開決定)について(継続審議)
- ・諮問第10号(令和4年度の固定資産評価審査委員会事務局の人事行政の運営等の状況について「井川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条及び第3条各号」の規定に基づき町長へ報告した書面に関する公文書の非公開決定)について
- ・諮問第11号(地方自治法の規定に基づく、会計管理者の権限に属する事務の委任に関する公文書の非公開決定)について
- ・諮問第12号(固定資産評価審査委員会条例に基づく、固定資産評価員等に関する公文書の公開決定)について
- 5. その他
- 6. 閉 会

諮問第4~8号の答申について

○諮問第4号の答申について(答申第4号)

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

「私に開示された『令和5年1月30日付井発第260号による個人情報取扱事務登録簿』に係る決裁後の起案文書」の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、 違法又は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成するべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年4月5日付け井発第1557号により、井川町長が 行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年4月26日にあってから、審査会に対して諮問するまで約1年2ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

○諮問第5号の答申について(答申第5号)

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

「議会事務局に設置された電話による音声録音データの収集について、①個人情報保護条例第6条1項及び2項に基づく、決裁後の『個人情報取扱事務登録簿』 ②『議会事務局通話録音装置の運用に関する要綱(又は要領)』」の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成するべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年3月27日付け井議発第77号により、井川町議会議長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年4月26日にあってから、審査会に対して諮問するまで約1年2ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

○諮問第6号の答申について(答申第6号)

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

「『自治法第180条第1項』に基づく『町長の専決処分事項の指定』について告示したもの」の公文書公開 請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は 無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成するべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年3月27日付け井議発第76号により、井川町議会議長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和5年4月26日にあってから、審査会に対して諮問するまで約1年2ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

○諮問第7号の答申について(答申第7号)

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

「現:固定資産評価審査委員会の委員の公募について①各委員の当初のもの②各委員の直近の任期満了に伴うもの」の公文書公開請求に対して、「委員の公募を行っていない為、請求された公文書が存在しない」と、存在しない理由を付して、非公開決定とした処分について、違法又は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成するべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和5年10月30日付け井発第5423号により、井川町 長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和6年1月25日にあってから、審査会に対して諮問するまで約5ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

○諮問第8号の答申について(答申第8号)

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

「水道料金の遅延損害金並びに下水道使用料の延滞金の各徴収事務取扱について定めた要綱(訓令又は告示)」 の公文書公開請求に対して、請求された公文書が存在しないことから非公開決定とした処分について、違法又 は不当な点は無いと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、公開請求した公文書が、法令等に従って作成するべき文書として規定されているにもかかわらず、不作成あるいは内容に不備のある文書だとしても、その実施機関の行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年1月11日付け井発第6619号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 付帯意見

審査請求の申立てが令和6年1月25日にあってから、審査会に対して諮問するまで約5ヶ月も費やした事は、不適切な事務であったと判断せざるを得ず、改善を求める。

諮問第9号について (継続審議)

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問(情報公開審査会)
(令和6年度諮問第9号)	(公開請求する公文書の名称)
	現:固定資産評価審査委員会の各委員が複数回再任用されていることについて、
	各その理由が付された決裁後の起案文書
実施機関	井川町長
決定年月日	令和6年2月5日(公文書非公開決定)
決定の理由	当該公文書が存在しないため(当該文書が作成されていない)
不服申立て年月日	令和6年2月29日
諮問年月日	令和6年7月5日
審査請求理由の概要	当該起案文書が作成されていないことは全く以て失当である為、是正されるべき。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
	この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起では
	なく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要
	求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申
	し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のな
	い事項についての不服を申し述べているにすぎない。
反論書	「全部認容」を求める。
(審査請求人の不利益に	ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、
なることを防止する為、	審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、
明らかな誤字脱字等を除	「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又
き、省略せず原文のまま	は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。
記載します。)	イ.「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、
	「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等(裁決を含む)の取消しを求
	める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該
	明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないのである
	から、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の
	違反又は瑕疵(つまり、『不適正な運営』)」に対し、「是正(『適正な運営の確保』)」
	を求めているのであり、行審法における本旨である(つまり、審査請求を為さな
	ければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救
	済」につながらないこと)と思料且つ主張する。
	以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであ
	り、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載の
	とおりである。
	〈その他〉
	本件「弁明書(副本)」の受理到達は、当該「審査請求書」送付到達から約4ヶ月
	余りを費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。

(継続審議について)

・第2回井川町情報公開審査会(令和6年10月31日開催)にて、固定資産評価審査委員会委員の任用の際の起案文書を次回の審査会で確認することした。

諮問第10号について

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問(情報公開審査会)
(令和6年度諮問第10	(公開請求する公文書の名称)
号)	令和4年度の固定資産評価審査委員会事務局の人事行政の運営等の状況について
	「井川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条及び第3条各号」の
	規定に基づき町長へ報告した書面
実施機関	井川町固定資産評価審査委員会
決定年月日	令和5年11月24日(公文書非公開決定)
決定の理由	当該公文書が存在しないため(当該文書が作成されていない)
不服申立て年月日	令和6年2月29日
諮問年月日	令和6年7月5日
審査請求理由の概要	当該公文書が作成されていない(当該報告が為されていない)ことは、町長によ
	る令和4年度の当該公表が適正なものではないと推察される為、是正されるべき。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
	この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起では
	なく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要
	求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申
	し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のな
	い事項についての不服を申し述べているにすぎない。
反論書	「全部認容」を求める。
(審査請求人の不利益に	ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、
なることを防止する為、	審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、
明らかな誤字脱字等を除	「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又
き、省略せず原文のまま	は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。
記載します。)	イ.「(2)本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、
	「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等(裁決を含む)の取消しを求
	める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該
	明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないのである
	から、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の
	違反又は瑕疵(つまり、『不適正な運営』)」に対し、「是正(『適正な運営の確保』)」
	を求めているのであり、行審法における本旨である(つまり、審査請求を為さな
	ければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救」
	済」につながらないこと)と思料且つ主張する。
	以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載の
	とおりである。

諮問第11号について

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問(情報公開審査会)
(令和6年度諮問第11	(公開請求する公文書の名称)
号)	地方自治法第171条第4項の規定に基づく、会計管理者の権限に属する事務の
	委任について定め、告示した、最終施行のもの
実施機関	井川町長
決定年月日	令和5年12月25日(公文書非公開決定)
決定の理由	当該公文書が存在しないため(当該文書が作成されていない)
不服申立て年月日	令和6年3月26日
諮問年月日	令和6年7月5日
審査請求理由の概要	当該公文書が作成されていないことは「地方自治法」及び「財務規則」を無視又
会田事の拠所	は軽視したもので、失当も甚だしいものである為、是正されるべき。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起では
	なく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要
	求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申
	し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のな
	い事項についての不服を申し述べているにすぎない。
	「全部認容」を求める。
(審査請求人の不利益に	ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、
なることを防止する為、	審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、
明らかな誤字脱字等を除	「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又
き、省略せず原文のまま	は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。
記載します。)	イ. 「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、
	「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等(裁決を含む)の取消しを求
	める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該
	明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないのである
	から、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の
	違反又は瑕疵(つまり、『不適正な運営』)」に対し、「是正(『適正な運営の確保』)」
	を求めているのであり、行審法における本旨である(つまり、審査請求を為さな
	ければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救
	済」につながらないこと)と思料且つ主張する。
	以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであ
	り、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載の
	とおりである。
	〈その他〉
	本件「弁明書(副本)」の受理到達に係る期間だけで、当該「審査請求書」送付到
	達から3ヶ月余りを費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、
	指摘する。

諮問第12号について

諮問の概要	て肥中立て東安についての歌目(桂却八門家木 <u>今</u>)
	不服申立て事案についての諮問(情報公開審査会)
(令和6年度諮問第12	(公開請求する公文書の名称)
号)	固定資産評価審査委員会条例に基づく、以下の直近のもの ①固定資産評価員又
	は同評価員の職務を行うものに係る任命辞令②固定資産評価補助員に係る任命辞
	令③「①」の議会上程資料④「①」及び「②」に係る(仮称)「固定資産評価員及
は大小伙目	び固定資産評価補助員に関する規則又は訓令」
実施機関	井川町長
決定年月日	令和6年2月8日(公文書公開決定)
決定の理由	請求公文書の内、②については存在するため公開。その他の公文書は下記理由に
	より存在しない。
	①固定資産評価員が存在しないため任命辞令は存在しない。また、井川町長は「固
	定資産評価員の職務を行うもの」であり、固定資産評価員ではないので、任命辞
	令は存在しない。
	③固定資産評価員が存在しないため当該文書を作成していない。
	④当該規則・訓令を作成していない。
不服申立て年月日	令和6年4月8日
諮問年月日	令和6年7月5日
審査請求理由の概要	固定資産評価員の設置に関する規定が、「税条例」と「固定資産評価員の設置等に
	関する条例」とで整合せず、もし設置しないのであれば、税条例においてその旨
	を明定し、評価員の設置等に関する条例の当該規定を削除するように、是正され
	るべき。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
	この審査請求は、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起では
	なく、審査請求人の考える「適正な運営を確保」するよう、事務処理の是正を要
	求する趣旨のものである。つまり、形式上は公文書非公開決定に対して不服を申
	し立てているものの、本件処分の本質たる文書の存在、不存在とは直接関係のな
	い事項についての不服を申し述べているにすぎない。
反論書	「全部認容」を求める。
(審査請求人の不利益に	ア.「(1) 行政不服審査法の趣旨について」に対し、
なることを防止する為、	審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、
明らかな誤字脱字等を除	「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又
き、省略せず原文のまま	は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。
記載します。)	イ.「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、
	「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等(裁決を含む)の取消しを求
	める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該
	明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないのである
	から、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の
	違反又は瑕疵(つまり、『不適正な運営』)」に対し、「是正(『適正な運営の確保』)」
	を求めているのであり、行審法における本旨である(つまり、審査請求を為さな
	ければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救
	済」につながらないこと)と思料且つ主張する。
	以上から、処分庁による「棄却の求め」は、同人の権利利益を侵害するものであ
	り、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載の
	とおりである。

〈その他〉 本件「弁明書(副本)」の受理到達に係る期間だけで、当該「審査請求書」送付到
達から約3ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、 指摘する。